

2020. 6月号 第413号

# 月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

<相談受付> ☎ 188(いやや!)  
☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

困ったら  
ご相談を!

## 除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか?—新型コロナウイルスに関連して—

### ◆携帯型空間除菌用品の効果と安全性

#### >密閉空間でしか効果なし!? 携帯型の空間除菌用品\*にご注意を!

携帯型の空間除菌用品について、「身につけるだけで空間除菌」等の表示が行われていることがあります。この表示の根拠とされる資料は、狭い密閉空間での実験結果であることがほとんどです。風通しのある場所等で使用する際には、表示どおりの効果が得られない可能性がありますのでご注意ください。

\* 二酸化塩素を空气中に拡散し、空气中に潜むウイルス・菌を取り除く用品で、首に下げるなどして使用するもの



携帯型の空間除菌用品を一般消費者に販売するに当たり、以下のように表示することにより、あたかも、様々な利用環境において、商品を身につけるだけで周囲のウイルス等を除去する効果があるかのように示す表示がされていることがあります。



#### このような表示にはご注意ください

- ・ 身につけるだけで、空間のウイルスを除去
- ・ 身につけるだけで1㎡の空間除菌
- ・ 携帯することで、オフィスや会議室などで除菌・消臭できます
- ・ 通勤時の予防として、除菌・消臭します
- ・ 電車やバスの中、各種施設の中などで、空間に浮遊するウイルス・菌・臭いを除去します

#### >安全性は大丈夫!?

携帯型の空間除菌用品の中には、使い方によっては、化学やけど等のおそれのあるものがあります。過去には、乳幼児が化学熱傷\*を負う事故も発生しています。使用には十分注意してください。肌に密接するような使用や、汗をかくような状況での使用は避けましょう。



\* 化学物質による皮膚、粘膜の損傷。化学物質そのものによる細胞の障害や、二次的に生じる発熱作用による炎症等があげられます。

枚方市立消費生活センターは、京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分の場所にあります。

## ◆消毒用品の効果と安全性

### 【事例1】

ウイルス感染症対策として通販サイトで除菌アルコール液等とうたう消毒液を購入したが、アルコール濃度が低く効果がないものだった。

➤ 消毒に用いるアルコールは、通常、70%のエタノールなどが使用されます。

### 【事例2】

店舗が新型コロナウイルスの対策として次亜塩素酸で消毒をしているようだ。人体に影響がないか心配だ。

➤ 次亜塩素酸水を、新型コロナウイルス対策として消毒に活用することについては、現時点では有効性は確認されていません。

また、空間噴霧による健康被害が報告されています。

### 【事例3】

薬局で、消毒用にメタノールを勧められたが、大丈夫か？

➤ メタノールは人体への毒性が高いものですので、絶対に消毒用として使用しないでください。



効果あるのかな・・・？  
人体への影響は大丈夫かな・・・？



## センターからのアドバイス

➤ 新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌や消毒をうたう様々な商品が販売されています。購入する際や使用する際は、成分は何か、手指に使用してもよい商品なのか、希釈して使用する商品なのか等、広告や表示をよく確認しましょう。

➤ 新型コロナウイルス対策として、身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒をする必要はありません。

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。



食器等は、80℃の熱水に10分間さらす



濃度0.05%に薄めた上で、拭く

## 催し予告

「石けんキャンペーン&廃油回収（食用）予定」

日程：7月21日（火） 午前10時30分～正午

場所：さだ生涯学習市民センター

※家庭用食用廃油のみ回収。

※容器はお持ち帰りいただきます。



※新型コロナウイルス感染症に対する安全確保の観点から、当分の間、来所による相談をお控えいただき、まず電話でご相談いただきますよう、ご協力をお願いいたします。



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号（188）で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。